

## 随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路沿道利用サービス基本構想検討業務
2 業 者 名	TOPPAN株式会社
3 随意契約理由	
<p>本業務は、阪神高速のモビリティサービスの拡充、更なる利用促進、沿線地域の価値向上及び活性化を達成するため、交通インフラ企業であるという強みを活かし、沿線地域及び施設と連携した新たなサービス「沿道利用サービス」の基本構想を検討するものである。</p> <p>本業務においては、企画競争方式による発注を採用し、企画提案書の募集を行った。</p> <p>複数者から提出があった企画提案書について審議した結果、TOPPAN 株式会社から提出された企画提案書を本業務に最適な企画提案書として特定した。</p> <p>よって、本業務は阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定により TOPPAN 株式会社と随意契約するものである。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。	